

第6章 市による環境負荷低減のための率先行動

市は、市内最大の事業者であることを踏まえ、事務事業における環境負荷の低減を図るために、自ら率先して環境保全に取り組みます。

「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン（第2次）」に基づき、自治体として率先して環境配慮全般に取り組むとともに、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減のため、市施設での省エネルギー化推進・再生可能エネルギー等の導入を進めます。

また、職員一人ひとりの環境配慮行動を定着させ、市内事業者の模範となるよう推進していきます。

1. 概要

（1）環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン（第2次）

ア. 目的

エコアクションプランは、施策から職員の行動に至るまで、あらゆるレベルで環境に配慮した取組を徹底することにより、市域全体の環境保全を推進することを目指しています。

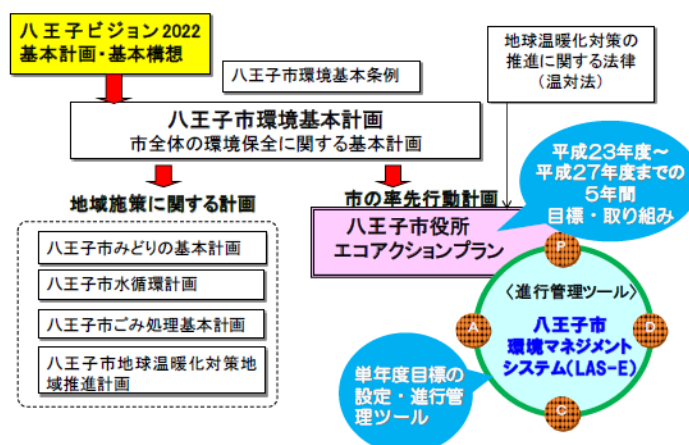
17年3月に策定した「第1次エコアクションプラン」の取組を継続するとともに、新たに施設のエネルギー対策の強化や、地球温暖化対策の推進を盛り込んだ構成になっています。

イ. 期間

23年12月に改定し、プランの期間は23年度から27年度までの5年間です。

ウ. 位置づけ

自治体として率先して環境配慮全般に取り組むための「環境配慮率先行動計画」および市の事務事業から排出される温室効果ガス削減のための「地方公共団体実行計画」（地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3）として位置づけ、市の庁舎や保育園、小学校、中学校、清掃工場等を含めた市の施設を対象とし、指定管理施設についても原則として市施設と同等の取組を行います。



エ. 目標

第1次エコアクションプランの取組による実績を踏まえ、27年度までに市の事務事業に関わる温室効果ガスの排出量（CO₂換算）を12年度の基準で48.5%削減することを目標としています。

（２）グリーン調達

１７年４月に策定した「八王子市グリーン調達方針」では、基本原則の中で第一に「購入の必要性の検討」を掲げています。事前に物品の購入の必要性を十分に検討することで、無駄な購入をなくすことが、限りある資源・エネルギーの消費の抑制につながる最も重要なことだからです。

「紙類」、「文具類」、「機器類」、「ＯＡ機器類」、「電気製品類」、「自動車」、「作業着」および「公共工事」の分類のうち合計９２品目を、特に環境物品の選択を重点的に推進していく「グリーン調達重点品目」と定め、調達目標１００%を目指し取り組んでいます。

（３）電力の調達に係る環境配慮実施方針

２４年２月に定めた環境に配慮した契約を締結するための方針「八王子市電力の調達に係る環境配慮実施方針」に基づき、市内小中学校、市民センター、戸吹清掃工場および戸吹不燃物処理センター等、計１２２施設において特定規模電気事業者（ＰＰＳ）から競争入札により電力を調達しました。

（４）八王子市環境マネジメントシステム（ＬＡＳ－Ｅ）への取組

市では、１８年度から自治体向け環境マネジメントシステム「環境自治体スタンダード（ＬＡＳ－Ｅ：Local Authority's Standard in Environmentの略称）」を導入しています。

ＬＡＳ－Ｅは、事業活動における環境に配慮した取組を、目標設定し実行、さらに、その状況について点検（監査）・検証・改善という、一連の流れを継続的に行うものです。また、目標の設定や点検（監査）に、市民参加が必須であることが特徴です。

２６年度は、第１・第２・第３ステージの取組を継続し、特に第３ステージでは、市民活動への市職員の率先的な参加の促進により、地域への波及を図りました。

取組状況の確認は、事前書面調査の結果をもとに監査対象を抽出し、市施設、環境推進本部員、市民・事業者等の組織、事務局（環境政策課）に対し、２７年１月に市民や専門家からなる監査員が聞き取りや現場確認による監査を行いました。

監査の結果、第１・第２・第３ステージの取組項目すべてが実施率９０%以上となっており、第３ステージに該当する地域の主体による活動や取組も多くの項目について確認することができました。

なお、個別評価を２５年度の結果と比較すると、「大変良い」と評価された件数は３４個から４０個に増加し、「改善要望」または「勧告」と評価された件数は７個から６個に減少しました。

「改善要望」または「勧告」を受けた職場からは、改善報告書の提出を求めるとともに、職員に対して、改めて環境マネジメントシステムの意味や必要性について周知・徹底しました。

今後も取組を継続し、環境配慮の徹底に努めるとともに、市民との協働により環境負荷の軽減に努めます。



オープニングセレモニー



ＬＡＳ－Ｅ監査

2. 取組実績

(1) エコアクションプラン推進のしくみ

エコアクションプランを効果的に推進するため、庁内環境調整委員会（環境推進本部会議）を中心に、進行管理等全庁的な視点での総括管理を行います。そして各職場に環境推進責任者および環境推進員を設置することにより、課内での取組の推進を図ります。

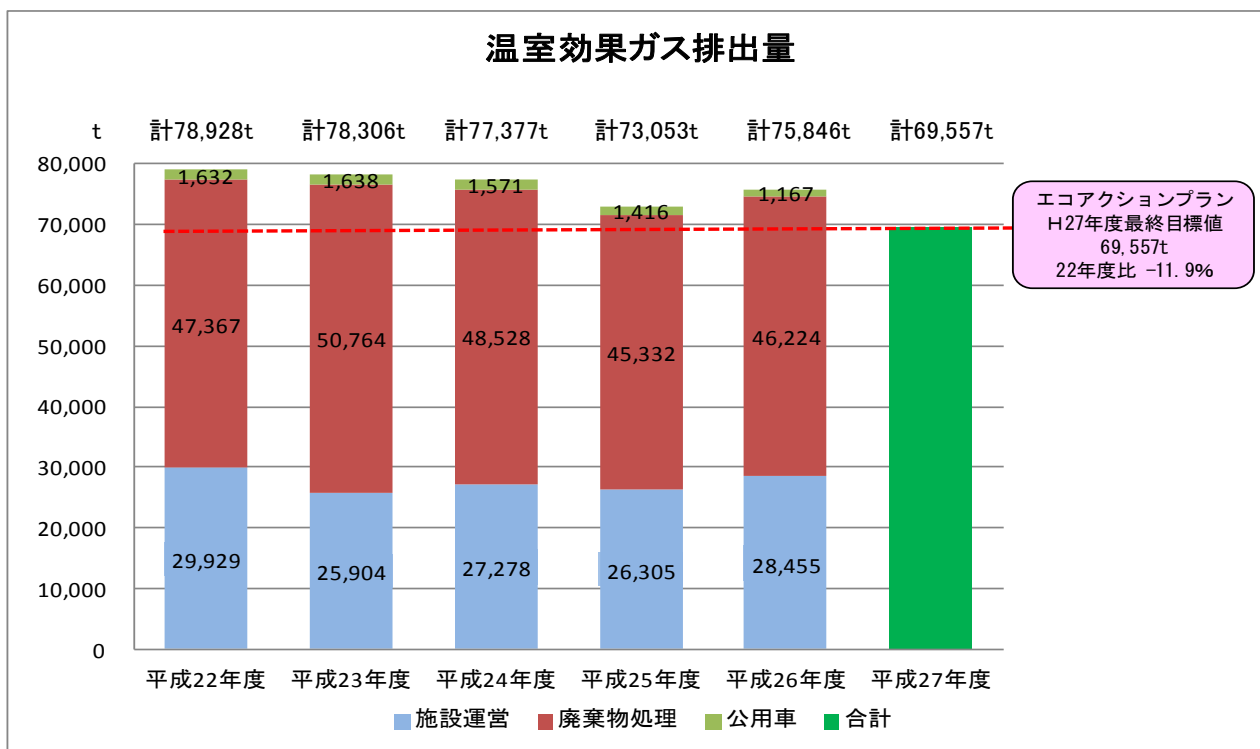
27年度までの目標の達成に向け、L A S - Eを用いて、毎年度の数値目標および取組の設定を行い、その取組や目標の達成状況を点検するために監査を行います。監査結果を検証し、取組の改善を図ることにより、継続的に取組を改善し、環境配慮行動を推進します。

取組の徹底を図るため、環境推進責任者を対象とした研修や、全職員を対象としたeラーニング研修を実施しました。このほか、職員ハンドブックの配布およびデータ公開、省エネチャレンジへの参加などにより職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的な環境配慮の取組を推進しました。

(2) 主な取組

ア. 温室効果ガスの排出量の削減

20年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」により、対象となる施設を、外部委託施設を含む全施設に拡大し、エネルギーや燃料の使用量等から毎年度の温室効果ガス排出量（CO₂換算）を把握しています。



※電気使用の排出量算出に使用する排出係数は、21年度排出係数に固定

26年度は、中核市への移行や制度変更に伴う業務量の増加により電気使用量が増え、22年度比3.9%の減少にとどまりましたが、今後も省エネルギーの促進等を進め、エコアクションプランの最終目標達成を目指します。

イ. 電気使用量の削減

エコアクションプランの目標達成に向け、全体目標に併せて各施設で電力使用量削減目標および施設管理外部部門においては、節電のための取組の実施率を目標として設定し、全庁的に節電に取り組みました。

電力の最大需要期である夏季に、冷房中の室温 28℃設定の徹底、夏季の軽装（エコさわやかスタイル）での執務の促進、本庁舎における午後6時の一斉消灯のほか、新規にノー残業ウィークを2回設定するなど省エネルギー対策に取り組むとともに、家庭でも省エネチャレンジ2014に取り組みました。

また、市民向けには「はちおうじまちなか避暑地」を公共施設58施設、民間施設17施設で開設し、夏季における快適な生活を支援するとともに、家庭のエアコンを切って、集まっていただくことで各家庭の節電にもつなげました。

26年度の電気使用量は、清掃工場におけるごみ焼却による売電分を削減効果から差し引いた形で算出しており、売電量も増加していることから、22年度比23.2%減少しました。

引き続き、市民サービスを維持しつつ、節電に取り組むほか、空調設備改修などによる省エネルギー化、ノー残業デーの徹底等により電気使用量の削減を進めます。



節電ポスター



まちなか避暑地ポスター

ウ. 自動車利用によるCO₂換算排出量の削減

エコドライブの普及啓発や清掃車の効率的な収集コースの設定、公用車の有効利用等を進めたことにより、26年度は、22年度比28%減少しました。

引き続き、エコドライブのさらなる普及拡大に努めるとともに、近距離の自転車利用の促進を図るなど、CO₂換算排出量の削減に努めます。

エ. コピー用紙の使用量削減

中核市移行や制度変更に伴う事務量の増加、10近くの個別計画策定等の影響により、26年度は、22年度比4.3%増加しました。

引き続き、職員全員が意識を持って取り組めるようにLASEハンドブック・eラーニング研修などを利用し意識啓発を図るとともに、コピー用紙削減の取組について情報共有をするなどして、削減を図っていきます。

オ. ごみ減量・資源化の取組

中核市移行に伴う執務室のレイアウト変更等でごみの搬出が増えたことにより、26年度の本庁舎の可燃ごみの排出量は、22年度比17.2%増加しました。

すべての職場でごみの分別を徹底するようにeラーニング研修等を通じて職員の意識を高め、資源の有効活用・再利用、ごみの発生抑制に努めていきます。